

議案第 25 号

文書番号表記の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

文書番号表記の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

教育委員会規則第 号

文書番号表記の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 北栄町立小学校及び中学校管理規則（教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号から様式第7号、様式第9号から様式第12号、様式第14号から様式第18号中「発号」を「(文書番号)」に改める。

(北栄町音田教育振興基金高等学校入学準備費給付金交付規則の一部改正)

第2条 北栄町音田教育振興基金高等学校入学準備費給付金交付規則（教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号中「第号」を「(文書番号)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月30日から施行する。

議案第 26 号

北栄町英語検定料助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町英語検定料助成金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

教育委員会告示第 号

北栄町英語検定料助成金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町英語検定料助成金交付要綱（令和4年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「第 号」を「(文書番号)」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

議案第 27 号

文書番号表記の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について

文書番号表記の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

教育委員会訓令第 号

文書番号表記の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

(北栄町立小学校及び中学校出席停止の命令に関する要綱の一部改正)

第1条 北栄町立小学校及び中学校出席停止の命令に関する要綱(平成17年教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号中「第号」を「(文書番号)」に改める。

(北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部改正)

第2条 北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程(平成17年教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

様式第9号中「発号」を「(文書番号)」に改める。

(北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱(平成30年教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「第号」を「(文書番号)」に改める。

(北栄町特色ある学校づくり推進事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 北栄町特色ある学校づくり推進事業補助金交付要綱(令和2年教育委員会訓令第13号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「第号」を「(文書番号)」に改める。

(北栄町PTA等活動費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 北栄町PTA等活動費補助金交付要綱(平成23年教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「受生第号」を「(文書番号)」に改める。

(北栄町婦人会活動費補助金交付要綱の一部改正)

第6条 北栄町婦人会活動費補助金交付要綱(平成23年教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「受生第号」を「(文書番号)」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年5月30日から施行する。

議案第 28 号

北栄町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱の一部を改正する要綱の
制定について

北栄町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱の一部を改正する要綱を制定
したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の
承認を求める。

令和 5 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱の一部を改正する要綱

北栄町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱（平成20年北栄町告示第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 北栄町における支援対象児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第8項に規定する要保護児童(法第31条4項に規定する延長者及び法第33条第10項に規定する保護延長者(以下「延長者等」という。)を含む。)及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)並びに法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦をいう。以下同じ。)の早期発見並びに適切な保護及び支援のための関係機関相互の連携と協力体制の推進を図ることを目的として、法第25条の2第1項の規定により、北栄町要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(要保護児童対策調整機関)</p> <p>第7条 法第25条の2第4項の規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)に教育総務課を指定する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 北栄町における支援対象児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第8項に規定する要保護児童(法第31条4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者(以下「延長者等」という。)を含む。)及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)並びに法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦をいう。以下同じ。)の早期発見並びに適切な保護及び支援のための関係機関相互の連携と協力体制の推進を図ることを目的として、法第25条の2第1項の規定により、北栄町要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(要保護児童対策調整機関)</p> <p>第7条 法第25条の2第4項の規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)に福祉課を指定する。</p> <p>2及び3 略</p>

別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	倉吉児童相談所 中部総合事務所 <u>県民福祉局</u> 倉吉警察署 鳥取地方法務局倉吉支局 福祉課、教育総務課、健康推進課 町立認定こども園、小学校、中学校	国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	倉吉児童相談所 中部総合事務所 <u>福祉保健局</u> 倉吉警察署 鳥取地方法務局倉吉支局 福祉課、教育総務課、健康推進課 町立認定こども園、小学校、中学校
法人 (法第25条の5第2号)	略	法人 (法第25条の5第2号)	略
その他町長が指定する者等 (法第25条の5第3号)	略	その他町長が指定する者等 (法第25条の5第3号)	略

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行し、改正後の北栄町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第 29 号

北栄町立中学校運動部活動外部指導者に関する要綱の一部を改正する要綱
の制定について

北栄町立中学校運動部活動外部指導者に関する要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町立中学校運動部活動外部指導者に関する要綱の一部を改正する
要綱

北栄町立中学校運動部活動外部指導者に関する要綱(令和2年北栄町教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>北栄町立中学校部活動外部指導者に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、部活動外部指導者(北栄町立中学校の部活動において指導を行う当該学校の教職員以外の者をいう。以下「外部指導者」という。)について、その職務その他必要な事項を定めることにより、部活動の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第2条 外部指導者は、<u>担当分野における</u>専門的な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、当該学校の校長の推薦を受け、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p>	<p>北栄町立中学校<u>運動部活動</u>外部指導者に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>運動部活動</u>外部指導者(北栄町立中学校の<u>運動部活動</u>において指導を行う当該学校の教職員以外の者をいう。以下「外部指導者」という。)について、その職務その他必要な事項を定めることにより、部活動の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第2条 外部指導者は、<u>指導するスポーツに係る</u>専門的な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、当該学校の校長の推薦を受け、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p>

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

議案第 30 号

北栄町教育行政評価委員の委嘱について

次の者を北栄町教育行政評価委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和 5 年度北栄町教育行政評価委員

氏 名	住 所	備 考
のつ しんじ 野津 伸治	倉吉市福庭 854 番地	鳥取短期大学教授
にしむら ふみのぶ 西村 文伸	北栄町由良宿 1592 番地	(地域)
つしま のぞみ 津島 望	北栄町弓原 321 番地 3	(保護者)

任 期 令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

【参考資料】

●北栄町教育行政評価委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員3名をもって組織する。

2 委員は、学識経験のあるものから北栄町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

議案第31号

北栄町指定史跡の現状変更の許可について

このことについて、北栄町文化財保護条例第14条の規定により、委員会の許可を求める。

令和5年5月30日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

1. 申請者：北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志
2. 文化財の種別、名称：町指定史跡 六尾反射炉跡（昭和47年9月14日指定）
3. 現状変更の場所：北栄町六尾188-1
4. 所有者：北栄町
5. 現状変更の内容：トレンチ調査による史跡整備に係る内容把握
6. 現状変更の時期：令和5年6月26日～9月30日

様式第8号(第9条関係)

文化財現状変更等許可申請書

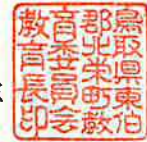
北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第34条の規定により、次のとおり申請します。

令和 5年 5月 19日

申請者 住所 北栄町由良宿423番地1

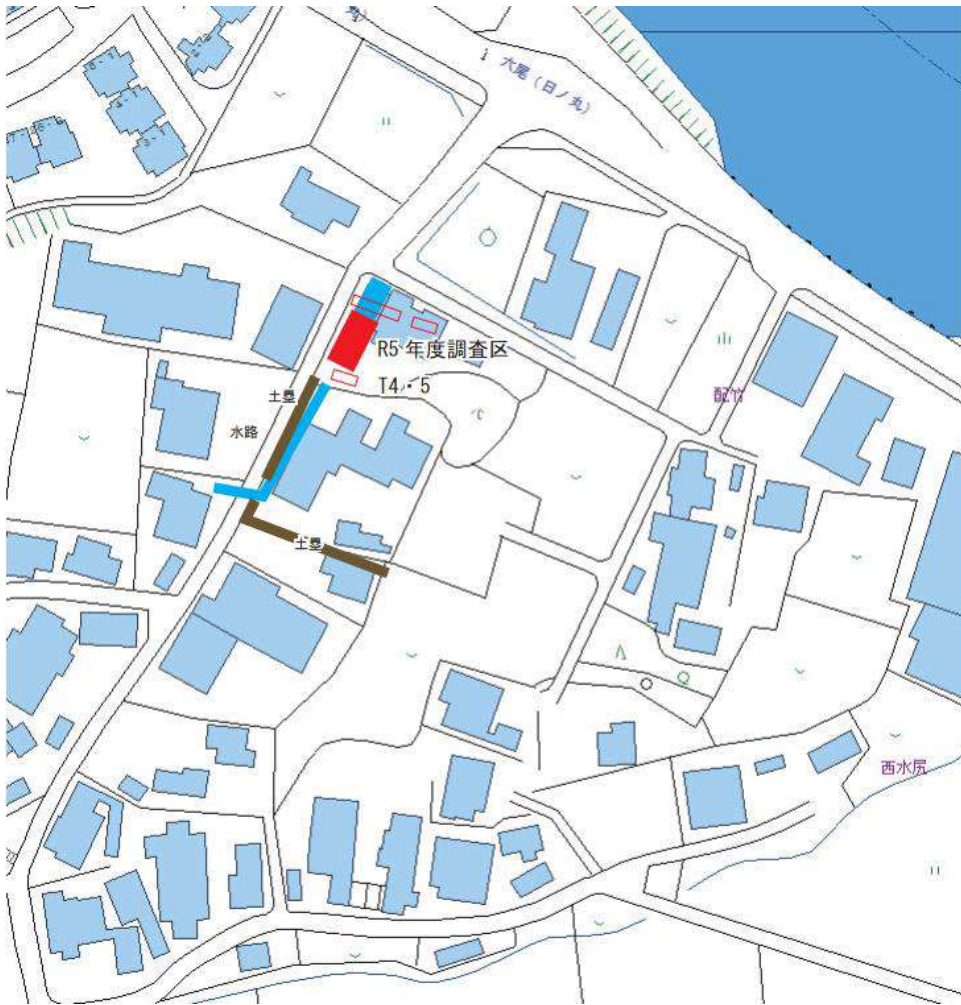
氏名 北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志





文化財の種別、名称及び員数	町指定史跡 六尾反射炉跡	
指定年月日及び指定書の番号	昭和47年9月14日	
文化財の所在の場所	北栄町六尾188-1 他	
所有者等の住所及び氏名又は名称	住 所	北栄町由良宿423-1
	氏名又は名称	北栄町
管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
現状変更等を必要とする事由	発掘調査による	
現状変更等の内容及び実施の方法	トレンチ調査による史跡整備に係る内容把握	
現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期	変更後の所在の場所	
	現状変更等の終了後復すべき所在の場所	
	上 記 の 時 期	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	着 手 時 期	令和5年6月26日
	終了の予定時期	令和5年9月30日
現状変更等に係る工事その他の行為をする事務所の所在地、代表者の氏名、工事の名称及び施行者の氏名	事務所の所在地	北栄町由良宿423番地1
	代表者の氏名	北栄町教育委員会教育長 笠見隆志
	工 事 の 名 称	令和5年度六尾反射炉跡発掘調査
	施 行 者 の 氏 名	福庭克展、池口沙弥香、牧本哲雄
その他参考となるべき事項		

令和5年度 六尾反射炉跡の試掘調査計画

- 1 経緯：町指定史跡の六尾反射炉跡を将来的に史跡公園整備するため
- 2 目的：砲身穿孔用水車が設置されたと考えられる水路跡の構造・規模の確認及び遺物の出土状況を把握するため試掘調査を行う
- 3 調査内容：昨年度設定したT4・5のトレンチを拡張して調査を行い、水路底面を確認する。
掘削は人力にて、埋め戻しは重機使用の予定。
- 4 調査地：北栄町六尾地内
- 5 調査期間：令和5年6月26日（月）～10月下旬（予定）
- 6 予算：2,000千円
- 7 作業：福庭室長・池口・牧本・作業員2～4名（シルバー人材センター）
作業員賃金 1時間あたり1,150円（税別）
作業時間 9：00～16：00（休憩1時間）
- 8 その他：雨天時は作業中止
業務の都合や天候等により作業時間を短縮する可能性あり



-  R5 年度調査区
-  R5 年度以前調査区

